

障害福祉サービス等報酬の改定および 改正障害者総合支援法の施行にあたって



公益社団法人全国脊髄損傷者連合会
代表理事 大濱 眞

要望の概要

1. 重度訪問介護のサービスを受けられない問題について

- (1) 常勤ヘルパーが提供する重度訪問介護に対する加算の創設など【報酬告示関連】
- (2) 同行訪問によるOJTに対する加算の創設など【報酬告示関連】
- (3) 二人介護の要件として「人工呼吸器、医療的ケア、重度障害者」などを追加
【二人介護告示関連】
- (4) 利用者の死亡や入院に備えた給与保障【予算措置関連】

2. 24時間365日のシームレスな重度訪問介護の利用について

- (1) 重度訪問介護の利用場面の規制の撤廃【報酬告示関連】

1. 重度訪問介護のサービスを受けられない問題について

■要望の背景、論拠

- 長時間介護が必要な障害者で、適切な時間数の重度訪問介護の支給決定を受けられたとしても、ヘルパー事業所が見つからずサービスを利用できない問題が、全国各地で生じている。有効求人倍率が高い都市部や、少子高齢化が進行している過疎地など、常勤ヘルパーの採用が難しい地域ではこの問題が特に顕著である。
- したがって、全国のすべての地域で、介護保険のヘルパー事業所などが重度訪問介護を安心して提供できるように、以下の改善策を講じる必要がある。

■要望の内容

(1)常勤ヘルパーが提供する重度訪問介護に対する加算の創設など【報酬告示関連】

連続8時間、夜間・深夜・早朝、土日・祝日・お盆・年末年始などでもサービス提供に従事でき、重度障害者1人1人に応じた高度で個別的な介護技能も時間をかけて習得できる、常勤ヘルパーの確保が不可欠である。したがって、現行の特定事業所加算とは別の仕組みで、常勤ヘルパーの月給を確保できるような報酬設定を行うべきである。たとえば、常勤ヘルパーが提供する重度訪問介護に対する加算の創設、など。

(2)同行訪問によるOJTに対する加算の創設など【報酬告示関連】

医療的ケア、高度で個別的な介護技能、特殊な方法による意思疎通など、新人ヘルパーが十分な水準の介護を提供できるようになるまで、数十時間から数百時間に及ぶ先輩ヘルパーとの2人体制でのOJTが不可欠であるケースも少なくない。したがって、

現行の特定事業所加算とは別の仕組みで、同行訪問の2人目としての新人ヘルパーの人件費が賄えるような報酬設定を行うべきである。たとえば、同行訪問に対する加算の創設、など。

(3)二人介護の要件として「人工呼吸器、医療的ケア、重度障害者」などを追加【二人介護告示関連】

上記(2)と同じ理由で、重度訪問介護の利用開始から1年間などの期間について、市町村の判断により支給決定時間数を増やして二人介護が実施できるように、二人介護告示や留意事項通知を改正して、「利用者が人工呼吸器を使用している、医療的ケアを必要としている、または四肢麻痺の重度障害者であるなどにより、特段の介護を要すること」などを二人介護の要件に追加すべきである。

(4)利用者の死亡や入院に備えた給与保障【予算措置関連】

重度訪問介護の長時間利用者が、急に死亡したり遠方に入院したりすると、数ヵ月以上にわたって常勤ヘルパーの仕事がなくなってしまう。一方、重度訪問介護は事業者報酬が低く、1時間あたりのサービス単価と常勤ヘルパー給与がほぼ同額である。また、1人の利用者が常勤換算1人分～4人分のサービス量を利用することが多い。この点が、多数の利用者によってリスクを分散できる短時間型の居宅介護や訪問介護とは異なり、重度訪問介護への参入障壁のひとつとなっている。したがって、以下の措置のいずれかを講じるべきである。

- ① 利用者が死亡や入院したときは、ヘルパー事業者が従前の介護給付費を3か月にわたって請求できるように制度化する。
- ② 急に仕事がなくなった常勤ヘルパーを有期の在籍出向により他法人の福祉施設に派遣する、などの仕組みを構築する。

2. 24時間365日のシームレスな重度訪問介護の利用について

■要望の背景、論拠

- 現行制度では、①大学等への通学中や学校内、②大学等以外の通学中や学校内、③通勤中や職場内、④自宅勤務中、⑤通勤・通学・買い物などのために障害者の保有する自動車をヘルパーが運転する時間帯などについて、重度訪問介護を利用できない規制がある。
- 一方、海外の重度障害者を対象とした長時間ホームヘルプサービスでは、これらの時間帯も含めて、当たり前サービスを利用できる。このため、24時間の介護が必要な重度障害者であっても、高等教育を受け、就職し、自動車通勤し、納税者になることができる。このことは、現在謳われている「一億総活躍社会」の理念に合致するだけでなく、消費拡大や納税を通じて財政にも寄与できる。
- しかし、財政面よりも、むしろ障害者が支援を受けながら社会に参加すること自体に意義がある。障害の有無にかかわらず分け隔てられないことのないインクルーシブな社会の実現こそが、障害福祉サービスに対する国民の理解を深め、制度の持続につながる。
- なお、現在1日24時間の重度訪問介護を利用する重度障害者は、高等教育を受けたり、就労したり(しかも地方では通勤に自動車が不可欠)すると、重度訪問介護を利用できなくなるため、就労できず自宅で介護を受けて暮らすことを余儀なくされている。しかし、上記の生活場面に基づく規制を撤廃しても、もともと居宅内でサービスを利用している重度障害者については、追加の行政コストは生じない。

■要望の内容

(1)重度訪問介護の利用場面の規制の撤廃【報酬告示関連】

①大学等への通学中や学校内、②大学等以外の通学中や学校内、③通勤中や職場内、④自宅勤務中、⑤通勤・通学・買い物などのために障害者の保有する自動車をヘルパーが運転する時間帯について、現行の規制を撤廃して重度訪問介護を利用できるようにすべきである。

予算確保などの問題を調整する必要がある場合には、初年度は24時間利用者に限って実施し、施行状況を踏まえて規制撤廃の対象者や対象場면을拡大するなどにより対応すべきである。